

1. 矯正・更生保護施設が代理人となって、療育手帳交付申請等の福祉サービスの申請が実施できるようにする。

[解説]

福祉サービスの受給は申請主義のため、出所と同時に福祉サービスを受給するには、矯正・更生保護施設に収容されている間に、療育手帳交付申請を行わなくてはならない。実態調査では身元引受人が「家族（父母・兄弟を含む）」となっている者は410名中108名（26.3%）であり、罪を犯した障がい者の多くは交付申請の行う「保護者」である家族との関係が無くなっていることが多い。矯正・更生保護施設は、福祉サービスを必要とする者がいる場合、本人の同意のもと代理人となって療育手帳交付申請を行う必要がある。

2. 住所不定または住所に問題がある者については、矯正・更生保護施設の所在地において、療育手帳申請手続きを行うことが可能とすること。

[解説]

療育手帳の交付申請は、福祉サービスの実施機関となっている居住地の市町村に行う。ただし、罪を犯した障がい者で、居住地を有しないか明らかでない者は、交付申請を却下された事例が、モデル事業では報告されている。矯正・更生保護施設を「知的障害者福祉法」第九条の定める「現在の居住地」とみなし、当該施設の所在地において交付申請を行えるようにすることを要望する。

3. 療育手帳取得要件を全国統一し、交付基準を緩和すること。

[解説]

知的障害は発達障害の為、18歳以上で療育手帳交付申請を行う場合、18歳未満で発生したことを証明する書類の添付が必要となる。罪を犯した障がい者は、家族に恵まれない者が多く、福祉サービスを受けることなく年齢を重ねていることが多いことから、必要な証言を得ることが難しい。この様な場合を想定し、判定機関等の弾力的な判断によって、療育手帳を取得出来るよう、交付基準を緩和する必要がある。

### 三. 障害認定区分について（厚生労働省）

罪を犯した障がい者は「社会適応性」において極めて重い障がいを持つ。この認定項目は現在の「障害認定区分」には含まれておらず、受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでいる。以下の点について、制度上の改正を要望する。

1. 障害認定区分1次審査のチェック項目の中に、「環境適応能力」の項目を設けること。
2. 障害認定区分2次審査に、犯罪歴、成育歴、犯罪傾向の進捗等の項目を設けて、これらのことを参考にして審査していただく。

#### 四. 特別加算について（厚生労働省）

「社会適応性」に極めて重い障がいを持つ者の支援には、終日職員の付き添いを含めた、多大なマンパワーを必要とする。罪を犯した障がい者を受け入れるに当たっては、下記の理由により一定の期間、特別加算の制度が必要である。

1. 障害者自立支援法における日中系サービス事業と生活系サービス事業時間帯の明確な線引きを行い、責任の所在を明らかにすること。

##### [解説]

障害者自立支援法において生活系と日中系が分かれることになったが、何時から何時までが日中系、何時から何時までが生活系との明確な時間の基準がない。そのため、事故や問題等が起きた時にどちらに責任の所在があるのかははっきりしていない。また、刑務所等からの出所者（知的障がい者）は休日の過ごし方についてもマンツーマンの見守り等を必要とするにも関わらず、それを生活系で見ているのだが特に加算も付いていない。夜間支援加算に加え早朝支援加算及び休日加算の検討も必要である。



※ 1日日中系は8時間、週休2日、月28日として計算。

※ 地方自治体によっては夜間支援体制加算に加え、補助金・加算が支給される。

2. 日中系サービス事業と生活系サービス事業の給付額を見直すこと。

##### [解説]

「社会適応性」に極めて重い障がいを持つ者の支援は、特に生活系サービスにおいて、多大なマンパワーが必要であり、リスク面で大きな負担を要する。給付単価は日中系に重きを置いており生活系は時間的に長期にわたっているにも関わらず、低額設定となっており適当な支給額となっていない。日中系サービスに偏っている現在の給付単価を改める必要がある。

#### 五. 措置制度の弾力的運用について（厚生労働省）

満期出所で尚かつ再犯の可能性が高く、社会不適応行動の改善が急務であると判断されるような人等で、契約になじまない状況の場合は、「措置制度」を柔軟に利用できるように、行政の判断基準の見直しおよび緩和が必要と思われる。

又、措置制度の実施マニュアルを作成して、どの市町村でも実施できるようにすべきである。

## 知的障害のある受刑者等の社会復帰支援について

〔刊政〕矯正協会、Vol.119 No. 8, 2008年より転載)

青葉女子学園長 前 矯正局成人矯正課補佐官 椿 百合子

### 知的障害のある受刑者等への関心

矯正施設の被収容者に、知的障害と診断されている者や知的障害が疑われる者がいることについて、矯正施設の職員は日々の勤務の中で承知しており、刑事施設では、これらの者に、その能力に応じた作業内容を指定し、少年院では、特殊教育課程において専門的な矯正教育を展開してきた。被収容者の知的能力や精神診断に関する統計については、毎年の矯正統計年報に掲載され、公表されてもいる。しかし、従来、外部から、その実情について関心を向けられることは少なく、知的障害者は、矯正施設に収容されないと思っていたという声もあった。

また、知的障害のある被収容者の処遇について、矯正施設内において、一定の配慮をすることにより適応が図られても、釈放後は社会内で自立した生活を営むのが容易でないにもかかわらず、適切な引受人がいなかったため、社会復帰に不安を残す事例が少なくない。

平成一七年度、このような実情について福祉関係者が関心を寄せて勉強会を開催し、ここに厚生労働省や矯正局、保護局の職員が参加した。翌平成一八年度には、厚生労働科学研究費が認められ、長崎県の知的障害者福祉施設である南高愛隣会の田島良昭理事長を主任研究者とする「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(以下「厚生労働科学研究」という)が三年間の計画でスタートした。

筆者は、平成一八年度と平成一九年度に、矯正局成人矯正課処遇第二・第三係の補佐官の任にあり、この厚生労働科学研究に研究助言者として参加し、研究に協力するとともに、知的障害の被収容者の社会復帰上の課題について、福祉関係者、厚生労働省担当者の理解の促進に努めた。研究は、本年度に最終的な取りまとめが行われる予定であるが、本稿では福祉関係者との連携が本格的に始動した平成一八年度と平成一九年度の取り組みについて紹介することとした。

なお、厚生労働科学研究の研究者は、主任研究者の田島氏のほか、中央大学法学部教授の藤本哲也氏、ノンフィクション作家の山本譲司氏、日本更生保護協会常務理事の清水義恵氏、宮城県社会福祉協議会の小野隆一氏(平成一九年度からは宮城県船形コロニー総合施設長の高橋勝彦氏)、南高愛隣会長崎障害者就業・生活支援センター所長の酒井龍彦氏である。

### 刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査

矯正施設の知的障害者の実態調査は、藤本哲也教授の担当課題となっており、藤本氏の研究目標に従い、研究協力者である矯正協会附属中央研究所のお力も借りながら調査項目を決定し、対象施設への調査と集計を行った。実態調査の結果は、藤本氏を通じて厚生労働科学研究の研究班へ提供するとともに、次頁の資料のとおりプレス公表し、法務省ホームページにも掲載した。

特徴的であったのは、今回調査の結果知的障害者又は知的障害が疑われた者のうち、福祉的な支援を受けるための療育手帳の所持者が極めて少なく、刑事施設四一〇名中二六名、少年院一三〇名



中二九名という結果である。知的障害の療育手帳を取得するかどうかは本人の申請による。不所持の理由は、「福祉的な助言を受ける機会がなかった」、「制度そのものを知らない」、「取得したが紛失したまま」、あるいは、「知的障害者であると認めたくない」等であると思われる。受刑者の場合、犯罪名は「窃盗」が多く、犯罪の動機は「困窮・生活苦」が一位で、刑務所五回目以上が再入所者の半数を超えるという調査結果を見ると、療育手帳の取得により生活支援を受ければ、刑務所に何度も出入りする生活の軌道修正が図れる者がいるのではないかと思われる。

また、再犯には、住居や精神的なよりどころの有無が関連すると思われるが、再入所受刑者の前刑出所時に親族が引受人だった者はわずか二七%で、他方、帰住先が判明していなかった者が四三%に上るという結果は、知的障害のある受刑者の円滑な社会復帰の厳しさを表している。再入所者の六〇%が出所後一年未満で再犯しているが、その背景に自立の難しさが推測される。

なお、この実態調査結果を見る場合には、留意すべき点がある。プレス公表の内容を誤解した報道や説明を行っている例があるので、この誌面をお借りして注意を喚起したい。少年院の実態調査については、全数調査であり問題はないが、刑事施設については、収容人員が少年院よりはるかに多く、全数調査は事実上困難であるため、サンプル調査とした。刑事施設は調査当時全七四庁であったが、そのうち規模の大きな刑事施設一五庁、二万七、〇二四人を調査対象とした。ここで、特に注意すべきは、調査対象施設一五庁のうち一庁が犯罪傾向の進んだ者（処遇指標B）を収容する施設という点である。処遇指標Bはほとんどが再入所者であるので、今回のサンプル調査で対象とした母集団は、初入所者よりも再入所者が圧倒的に多かった（初入所者三割、再入所者七割）。再入所者を収容する施設を多く調査対象としたのは、比較的規模の大きい施設が多くサンプル数が確保できること、前刑出所時の帰住先の実態を把握するためであった。ところが、サンプル調査の結果、知的障害又はその疑いがある者が四一〇人で、そのうち二八五人が再入所者という数値を見て、「知的障害受刑者の七割が再入所」と誤解する方が多くいた。中には、知的障害の受刑者は七割が再犯するという誤解もあり、統計を説明する難しさを痛感した。もし誤解されている方があれば、今回のサンプル調査は、出所者の再入所割合を把握するものではないことを理解していただきたい。

また、矯正統計年報の知能指数欄をもとに、IQ七〇未満の受刑者を知的障害の疑いのある者ととらえると、その数は新入所者の二～三割に及び、矯正局で実施した実態調査と大きな差がある。まず、受刑者の知能の検査は、CAPASを用いて実施しているので、矯正統計年報の知能指数の統計は、あくまでもIQ相当値であること、知的障害は知能指数以外の要素も合わせて判定されるものであることから、IQ相当値のみをもって知的障害者数を把握するのは正確ではない。また、実態調査では、刑事施設に勤務する心理技官が知能検査結果や行動観察等をもとに、総合的に判断したが、少ない専門スタッフによる調査には限界があり、個別に詳細に調査していくことが可能であれば、軽度知的障害も含めて、より多くの者が知的障害の範ちゅうに入るかもしれない。なお、療育手帳の取得に係る知的障害の判定基準は、全国統一ではなく、地方自治体によって様々である。いずれの基準をもって、知的障害と判断すべきなのか、いまだ難しい面がある。

### 受刑者の福祉施設受入れモデル事業

研究班のうち南高愛隣会の酒井氏のグループは、実際の受入れモデル事業を通じて研究を進めたいとの希望があった。そこでまず、モデル事業の進め方に関する協議を行ったが、この場面が、正に福祉、矯正、保護の相互理解の始まりであった。一つのテーブルを囲んで、知的障害者の受入れに関し福祉側が必要とする手続の説明があり、矯正局と保護局側からは、環境調整から仮釈放に至

る手続の流れ、更生保護施設や満期釈放に関する説明を行った。相互に聞き慣れない用語にとまどい、手続の具体的内容や意味を繰り返し質問しながら、理解を深めていき、最終的には、福祉、矯正、保護の手続を一枚にまとめた流れ図が作成された。この流れ図は、福祉と矯正、保護の連携の基本図として、その後の各種会議で説明に用いられ、また、南高愛隣会以外の機関がモデル事業を試みる際にも参照されている。さらに、関係者が同席して顔を見ながら話すことが肝要であるとの実感から、モデル事業については、福祉、矯正、保護が同席する「合同支援会議」を開催して、具体的に話し合いながら進めて行くこととした。

モデル事業の対象とする矯正施設は、南高愛隣会のある長崎との往来が可能な施設とし、まず、麓刑務所と中津少年学院に依頼し、平成一九年度には長崎刑務所にも追加依頼した。初回は、合同支援会議準備会として、矯正、保護関係者が南高愛隣会の施設を訪問したが、この見学会では、福祉事業の素晴らしさを実感させられ、そのような施設に釈放者が受け入れられることにより、再犯を防止できることに強い期待を抱かされた。その後、麓刑務所では順調に合同支援会議が開催され、南高愛隣会への受入れ実績を重ねるとともに、他の福祉施設や福祉行政への橋渡しも行われ、各事例ごとに、解決すべき課題が明らかになっていった。特に、住所不定や、帰住先のない者については、福祉支援の実施主体がどこになるかが明確でないため、療育手帳取得を相談する相手方が不明であること、療育手帳交付のための知的障害の認定基準が、地方自治体により異なるために調整が複雑、困難になっていることが分かってきた。

合同支援会議の意義に着目し、テレビ、新聞を通じ複数のマスコミから取材依頼があった。モデル事業を行う麓刑務所の負担は大きいところであったが、知的障害の受刑者の受け皿の必要性が社会に理解されることにより、再犯防止のための体制の充実が期待されることから、麓刑務所に取材受入れをお願いし、多くの新聞、テレビでモデル事業の取組が報道された。この報道の反響は大きく、知的障害のある受刑者等の社会復帰について、社会の理解が大きく進んだという手ごたえがあった。

なお、モデル事業の形式は取らないが、研究班のメンバーである福祉関係者の多くが、矯正施設からの釈放者の受入れに尽力されており、その献身的な努力には頭が下がる。また、研究班メンバー以外にも、釈放者の受入れに理解のある福祉施設が全国にあると聞いている。罪を犯した知的障害者の世話は困難が高いにもかかわらず、積極的に温かい手を差し伸べていただき、彼らを社会に送り出す矯正施設にとって、何よりも頼もしく心強い存在である。

### 厚生労働省との協議

厚生労働科学研究は、民間の福祉関係者が中心となって実施しているが、研究の結果浮かび上がった問題の解決や知的障害のある受刑者等の社会復帰支援の推進のためには、法務省と厚生労働省の連携が必要である。厚生労働科学研究の助言者として関わっている矯正局・保護局担当者は、厚生労働省社会・援護局の担当者の方々と、折に触れて意見交換を行っていたが、平成一九年三月以降は、矯正、保護、厚生労働省の担当者レベルの連絡会議を開催し、相互の制度や所掌する行政領域の対象者の処遇や支援の実情について情報交換してきた。さらに、厚生労働省からの提案で、全国自治体の厚生行政を担当する課長会議の場で、知的障害の受刑者等の社会復帰上の問題について保護局企画官から二回にわたり説明が行われた。平成二〇年三月以降は、高齢者や障害者など社会復帰後の自立が困難な受刑者等の問題を巡り、矯正局、保護局、厚生労働省関係部局の課長級の会議が開催されている。厚生労働省と矯正、保護の連携は、平成一八年度から、刑務所出所者等総



合的就労支援対策事業において積極的に推進されてきた。この事業は、受刑者等の社会復帰支援を巡る労働行政の部署との連携であったが、障害者や高齢者の支援に関し厚生行政との連携も進んできたことは、再犯防止対策の進展につながるものと考えられる。なお、障害者基本計画に基づく「新たな重点施策五か年計画」（平成二〇年度から五か年）が、平成一九年一二月に障害者施策推進本部決定され、厚生労働行政と法務行政が連携して取り組む「矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進」が重点施策項目となっている。また、厚生労働省との連携に向けて、矯正、保護一体となった取組がますます進んできたことも望ましい進展と言える。

### 矯正、保護、福祉の交流研修開催

平成二〇年三月一日から一三日まで、南高愛隣会の主催で「罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の養成研修プログラムの開発に関する研究」研修会が開催された。本研究は、厚生労働省の研究費が得られた事業であり、筆者と保護局担当者も参画した。研修会の目的は、知的障害者の受刑者等の社会復帰を効果的にコーディネートできる職員を養成するプログラムの試行であった。福祉、矯正、保護の領域の実務家約六〇名が二泊三日の合宿研修に参加し、研修カリキュラムにおける相互理解とカリキュラムを越えた交流を行い、事例研究を通じた議論も大変有益であった。矯正施設の職員が福祉制度について学ぶ機会は貴重であり、研修会に際し、刑事施設、少年院の分類保護担当者の参加を募ったところ、定員を越える希望があった。研修会後の感想も大変好評で、矯正施設の職員は、釈放時保護業務における福祉との連携の実務のポイントが理解でき、連携を通じた再犯防止の可能性を感じ取り、福祉領域の参加者からは、罪を犯した障害者の地域支援について、福祉の責任を痛感したという言葉があった。受刑者等の円滑な社会復帰に向けて、分類保護担当者に専門的知識が求められる時代を迎えている。これまでの矯正職員に対する研修カリキュラムは保護業務に関する項目はほとんどなく、保護観察制度の解説程度であったと思われるが、今後、保護調整の実務に関し、就労支援、障害者や高齢者等の自立の困難な出所者の社会復帰支援などを中心に、専門的な知識の獲得や事例を通じたマネジメント技術の向上を目指す研修が必要になってくると思われる。

なお、保護業務の複雑困難化に伴い、成人矯正課では、昨年度、研究科の成果をもとに「保護業務担当者のための社会福祉マニュアル」を作成し、全国の刑事施設、少年院に配布した。また、高齢者、疾患者、障害者等の社会復帰調整のため、社会福祉士と精神保健福祉士を刑事施設各八庁に非常勤として配置している（社会福祉士は平成一九年度から、精神保健福祉士は一六年度以降順次配置。配置施設は医療刑務所及び医療重点施設）。これらソーシャルワークの専門家との連携を効果的に行うためにも、分類保護業務担当職員の専門性の向上が必要であると考えられる。社会福祉士や精神保健福祉士配置庁からは、「大変助かっている」、「配置を拡大してほしい」との声を聞いている。また、社会福祉士の養成過程において、新たに更生保護の科目が設けられることになったと聞いており、今後、刑務所出所者等の保護調整において、より理解を深めたソーシャルワーカーの協力が期待される。

### おわりに

厚生労働科学研究の成果の公表や知的障害のある受刑者の社会復帰に関するマスコミ報道等を契機として、自立困難な出所者の受入れに協力的な方々の申出も相次いでいる。しかし、外部の協力者からみると、刑事施設や少年院は高い塀に囲まれた見えない場所であり、近寄り難く、協力の意

思をどこに伝えればいいのか不明であると言う。また、刑事施設や少年院でどのように処遇されているのかを知る機会も少なく、実際に出所者等を受け入れる時点になって、とまどうことも少ないようである。他方、矯正施設側は、支援が必要と思われる受刑者等の受入れ先探しに奔走しているが、どこに理解者がいるのか情報がなく苦勞している。しかし、現在、福祉と矯正、保護の歩み寄りが一層進み、社会復帰調整に係る円滑なコーディネートが実現に向かいつつある。このような変化について、分類保護担当者のみならず、すべての矯正職員が承知していることが、再犯防止に向けた受刑者等への働き掛けを向上させるものと考ええる。

最後に、関係機関との調整や外部説明のため、知的障害者や自立の困難な出所者等の実態について、成人矯正課から刑事施設に対し急の調査依頼を行うことが多かったが、業務多忙中、迅速・適切に対応いただいたことに、この場を借りて感謝を申し上げたい。

## プレス発表資料

平成19年5月25日  
法務省矯正局

### 刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について

厚生労働科学研究として福祉関係者等が行っている「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」に協力し、刑事施設及び少年院における知的障害者の実態調査を行いました。

#### 1 刑事施設における知的障害者

##### (1) 調査対象者

平成18年10月31日の時点で、全国15庁の刑務所<sup>①</sup>に収容されている受刑者（27,024名）のうち、知的障害者又は知的障害が疑われる者（410名、男子のみ、平均年齢48.8歳、療育手帳所持者26名）。

（注）今回の調査では比較的規模が大きな15庁を調査対象とした。その内訳は、犯罪傾向が進んでいない者を収容する刑務所（A系列）が4庁、犯罪性の進んだ者を収容する刑務所（B系列）が11庁である。また、医療刑務所は含まれていない。

##### (2) 調査結果の概要

今回調査した知的障害者（知的障害が疑われる者を含む）の特徴は以下のとおり。

- ① 主な罪名は、窃盗（43.4%）が最も多く、以下、詐欺（6.8%）、放火（6.3%）の順であり、次いで、盗品等関係、覚せい剤取締法違反などとなっている。
- ② 犯罪の動機は、「困窮・生活苦」（36.8%）、利欲（20.7%）、「性欲」（9.3%）の順であり、次いで、その他、激情、遊びなどとなっている。
- ③ 事件を起こした際に無職であった者が80.7%を占める。
- ④ 86.1%の者が中学校卒業以下であり、高校卒業の学歴を有する者は、6.6%である。
- ⑤ B系列の刑務所における調査対象者の平均入所回数は6.75回であり、今回の受刑を含め、刑務所への入所回数が5回以上に及ぶ者が54.4%いる。



以下は今回の受刑が2回目以上の者(285名)についてのデータである(出所者全体のデータではない)。

- ⑥前回の出所時に仮釈放であった者の比率は20%である。
- ⑦前回の出所時の帰住先が判明しているのは、56.5%であり、その内訳は父母、兄弟・姉妹等の「親族のもと」が27%、「更生保護施設」が10.5%、「知人のもと」が5.3%、「社会福祉施設」が1.1%、「雇い主のもと」が0.7%、「その他」が11.9%である。
- ⑧前回の受刑からの再犯期間が3か月以内の者が32.3%を占めている。また、60%の者が1年未満で再犯に至っている。

※1. 今回の調査はサンプル調査であり、上記の比率はいずれも刑事施設における知的障害者全体についての傾向を表すものではありません。

2. 今回の調査では、調査対象施設の多くが犯罪性の進んだ者を収容するB系列の刑務所であり、そのため、対象者に占める再犯者の割合が高くなっています。

## 2 少年院における知的障害者

### (1) 調査対象

平成19年1月1日の時点で、全国の少年院に収容されている知的障害者及び知的障害者に準じた処遇を必要とする者(130名、男子113名、女子17名、平均年齢17.5歳、療育手帳所持者29名)

(参考：平成18年12月末日現在の少年院在院者数 4,060名)

### (2) 調査結果の概要

- ①主な非行名は、窃盗(44.6%)が最も多く、以下、強制わいせつ(9.2%)、傷害(8.5%)、放火(5.4%)の順である。
- ②非行の動機としては、「利欲」(35.4%)、「遊び」(13.8%)、「共犯者の誘い」(12.3%)を挙げた者が多い。
- ③学歴は、中学校卒業が43.8%、高校中退、高校在学、中学校在学がそれぞれ15.4%である。
- ④対象者の92.3%が今回初めて少年院に入院した者である。
- ⑤今回の入院が2回目以上の者(10名)のうち、60%が前回出院後、1年以内に再非行に至っている。
- ⑥非行時の居住状況は、80%の者が家族と同居しており、身元引受人として実父母(又はその一方)を挙げる者の比率は82.4%である。



## 知的障害を有する受刑者の釈放時保護について

〔刊政〕矯正協会、Vol.119 No. 8, 2008年より転載)

麓刑務所統括矯正処遇官 上 出 晶 子

### はじめに

平成一八年、社会福祉法人南高愛隣会理事長田島良昭氏が主任研究者となり、三か年にわたる厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」がスタートし、当所は、同研究の研究協力施設となっている。

本稿では、麓刑務所におけるこれまでの釈放時保護の状況と、社会福祉法人南高愛隣会(以下「南高愛隣会」という)の支援を受け始めてからの保護業務の展開及び今後の課題と展望について述べることにしたい。

なお、後述の「課題」には、筆者本人の私見が含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

### 麓刑務所における釈放時保護の現状

各施設からの釈放時に特段の調整を要した事例の報告を概観すると、頼るべき身寄りがない、重篤な身体疾患又は精神疾患を抱えた受刑者について、保護担当者が、福祉事務所や市町村の障害福祉課などに手当たり次第に相談しながら、どうにかこうにか福祉施設や病院に調整を付けたという事例ばかりである。知的障害の問題を抱えた受刑者を知的障害者福祉施設に帰住させたような事例は、最近まではほとんど見ることはなかった(ここ最近では、社会福祉士を配置した一部の施設で、知的障害者に療育手帳を取得させ、福祉施設に帰住させたという事例が報告され始めている)。

これは、矯正施設の釈放時保護の体制を考えれば無理からぬことであった。一人、多くて二人の保護担当者(もちろん、社会福祉制度については全くの素人)が、複雑で専門的な知識を要する福祉手続きをこなし、一から病院や施設を探し出して(タウンページで番号を探して、可能性がありそうな場所に端からかけていくようなこともしていた)、入所(入院)の交渉をするという大変手間の掛かる業務をこなさねばならず、おのずと保護の対象は生きるか死ぬかといったぎりぎりの者のみに絞り込まざるを得なかったからである。

一方、知的障害を抱える受刑者は、言われたとおりに黙々と作業に取り組むような従順な性質の者が多く、また刑務所は、一つ一つの行動について、細かく具体的に指示されるような非常に自由度の低い施設であるため、複雑な判断を日々行っていかななくてはならない一般社会よりも、知的障害者にとってはむしろ生活しやすい場であると推察される。そのため、知的障害者の所内適応に大きな問題が現れることも少なく、その保護措置を検討する必要性も少ないと判断されてきたものと思われる。

当所においても、高齢者や身体障害者、知的障害以外の精神障害者の保護措置を検討することだけで手一杯であり、冒頭に挙げた支援のお話をいただくまでは、知的障害者のことはほとんど考えることもしなかったというのが実情であった。

## 一. 個人情報の取扱いについて

南高愛隣会は社会福祉法人、すなわち、公的な機関ではない民間の団体である。しかし、福祉的な措置を検討するためには、支援対象者となる受刑者の個人情報を取り扱うことが欠かせない条件となる。そのため、支援を受けるに先立ち、当所所長と南高愛隣会常務理事（分担研究者）が、合意書を交わし、個人情報の取扱いについて適正を期すこととした。以後、南高愛隣会については、その合意書を基に、受刑者の個人情報の提供を行っている（当該受刑者からは、事前に支援を受けることについての同意書を徴している）。南高愛隣会から他の民間の施設や機関に情報を橋渡しする場合には、その都度、受刑者から当該情報提供についての同意書を取るなどして、慎重に支援を進めてもらうこととしている。

## 二. 合同支援会議について

平成一九年二月、当所において、初めての合同支援会議を開催した。以後、これまで八回の合同支援会議を開催している。

合同支援会議は、福祉・保護・矯正等の関係知識が一堂に会し、その総意の下に、支援対象者である知的障害を有する受刑者の支援の方向やその内容等について話し合い、決定する会議であり、新しい支援対象者を決定するとき、矯正施設から福祉施設に移るときなど、支援対象者の保護を検討する上で、大きな動きがあるときに開催することとしている。また、同会議は、各機関の支援について、それぞれの進ちょく状況等を報告していただき、参加機関全体で、支援の流れ、現状を確認・整理する場にもなっている。

## 三. 支援対象者について

最初は、CAPASによるIQ相当値がおおむね七〇未満の者、医師により知的障害を有するとの診断がなされた者又は療育手帳を有するものをリストアップし、その中から、生活史の精査や分類職員による事前の面接により対象者を絞り込んだ。その後、合同支援会議にかけて、更に対象者を絞り込み、南高愛隣会の職員が面接を行い、最終的な支援対象者を選定した。

これまで二度の支援対象者選定を行い、合計八名の支援対象者を選定した（このうちの一名は、本人の希望により、残念ながら支援対象者から抜けてしまった）。内訳は、四名が南高愛隣会運営の福祉施設に帰住する支援を、一名が地元の福祉施設に帰住する支援を、残り二名が地元福祉機関に橋渡しをする支援をそれぞれ受けるというものである。個々のケースについては、誌面の都合から説明を割愛する。

## 四. 支援内容について

支援内容は、南高愛隣会運営の福祉施設へ帰住させる支援と、地元の福祉に橋渡しする支援の二種類の支援がある。地元の福祉施設に帰住させる支援は、両者の中間的な支援になろう。

南高愛隣会運営の福祉施設へ帰住させる支援は、仮釈放又は満期釈放された受刑者に対して、福祉施設において、能力に見合った生活訓練や職業訓練を受けさせ、その自立を目指させるものである。高齢で就労が難しい者については、生き生きと老後を過ごせるような処遇を行うなど、それぞれの支援対象者の特質に応じた、充実した支援計画を立ててもらっている。



また、南高愛隣会は、支援対象者の問題行動（犯罪）に対して、徹底した対策を立てている。覚せい剤事犯の者に対しては、不良交友の再燃防止のため、外部との直接の連絡を絶たせ（家族との連絡も、職員が仲介する）、定期的な精神科受診をさせる。精神科の医師を招へいし、覚せい剤依存の問題についての職員研修も行ったそうである。飲酒の問題がある者に対しては、施設内のアルコール類（料理酒なども含めて）をすべて取り去り、放火の前科のある者に対しては、ライター等の火気をすべて取り除いておく。こうした十分な準備をした上で、支援対象者を受け入れてくれている。

地元福祉への橋渡し支援は、支援対象者が帰住する都道府県にある支援センター（名称は様々であるが、民間の団体であることが多い）に支援対象者のことを引き継ぎ、それぞれの地元で必要なサービスが受けられるよう、準備する支援である。支援センターは、福祉手続を代行したり、支援対象者の生活振りを見守ったりしてくれている。施設入所を検討する場合は、当該施設の調整をしてくれることもある。支援対象者が、いったん自宅に帰った後、施設入所が必要な状態になることもあり得るので、地域で継続的に関わることができると機関へつなげてもらうことは、満期釈放者にとっては特に有り難い支援となっている。

### 支援の効果について

支援を受けるようになり、既に二名の受刑者を南高愛隣会の運営する知的障害者福祉施設に帰住させることができた。通常我々が知り得ない釈放後の支援状況についても、合同支援会議のたびに報告してもらっている。支援対象者たちは、自立に向けて生活訓練や職業訓練に意欲的に取り組んでいるようであり、介護ヘルパーの資格を取得する者、仲間の面倒を見るような優しく頼もしい一面が引き出されてきた者なども現れてきている。彼女たちを、何の手当てもしないままに社会に出していたら、困難な生活環境の下、すぐに行き詰まり、再犯に及んでいたかもしれない。このように、環境を整え、適切な支援を行うことで、きちんと社会復帰できると実感されたことは、我々にとっても非常に喜ばしいことであった。また、こういう支援を本来行うべきだったと遅まきながら認識を改め、知的障害を有する受刑者に対して問題意識をもって保護を考えるような姿勢を持つことができた。

分類の保護担当者にとっては、福祉施設につなぐ上で必要な手続の流れがきちんと把握できたこと、それによって計画的に釈放時保護を進めることができるようになったことが大きかった。福祉のプロでなくてはできないような各種申請書類の記載の仕方などの指導も受け、難しい手続も少しずつ敷居が低くなってきたように感じている。

### 課題

#### 一. 施設における準備

反省すべきことであるが、これまでの支援対象者は、いずれも福祉手続が間に合わず、出所と同時に障害年金を受給することができなかつたため、金銭面・手続面で南高愛隣会に大きな負担を掛ける結果になった。今後、南高愛隣会以外の福祉施設にも支援の輪を広げていかななくてはならないが、そうであればなおさら、矯正施設において先方福祉施設に負担を掛けないだけの準備をきちんと済ませ、その上で、釈放者の身柄を引き継げるようにすることが必要であろう。

## 二. 福祉手続に要する事務の問題

先方福祉施設に負担を掛けないだけの準備をすること、すなわち、支援対象者に療育手帳を取得させ、障害程度区分判定を受けさせ、釈放と同時に障害年金が支給され、福祉サービスを受けられるようにしておくことが必要であると述べたが、社会福祉士が配置されていない当所のような施設では、高度で専門的な知識や経験を要する各福祉手続を行うことはやはり容易ではない。また、一つ一つの福祉手続に掛かる事務量が膨大であることから、釈放時保護を充実させればさせるほど、これまでの通常業務もままならなくなるほどの悩ましい問題も生じている。

## 三. 医師の理解と協力

知的障害者を福祉施設に帰住させる手続を行うに当たって、精神科の医師に、手帳取得時の診断書、障害程度区分判定時の医師の意見書、年金申請時の診断書という三種類の書類を作成してもらわねばならない。いずれも記載量が多く、作成が大変な書類であり、医師の理解と協力がなければそろえることは不可能である。常勤の精神科医がいればまだ良いが、どこの矯正施設も医師の確保に苦慮している現状から、これも対応困難な問題と言わざるを得ない。

## 四. 療育手帳の取得上の問題

福祉のパスポートとも言うべき療育手帳の取得が最も困難な壁である。手帳が交付されるには、知的障害が一八歳以前の段階で認められたという証明が要る。それが医師の診断だけでよいのか、学生時代の成績証明が必要なのか、本人の子供時代をよく知る親せきの証言でもよいのか、地方公共団体によって知的障害の判断の基準が大きく異なっていることは大きな問題である。成績証明が必要とされることが多いが、原則一〇年で廃棄されるそれを取り寄せることは、二〇代後半以上の年齢の受刑者ではほとんど不可能である。更に高齢の受刑者になると、家族との交流が絶たれている者が少なくなく、子供時代から知的障害が認められたという証言を得ることもできないことがほとんどである。

## 五. 福祉手続の窓口の問題

福祉手続を行う地方公共団体の窓口も特定が難しい。高齢で知的障害を有する受刑者には、ホームレスの者が少なくないが、そうした者は、たいてい住民票が職権消滅されてしまっている。たとえ住民票が残っていたとしても、生活の根拠となる住居がない場合は、これもまた「受付の根拠を欠く」とはねられてしまうことが多いのである。

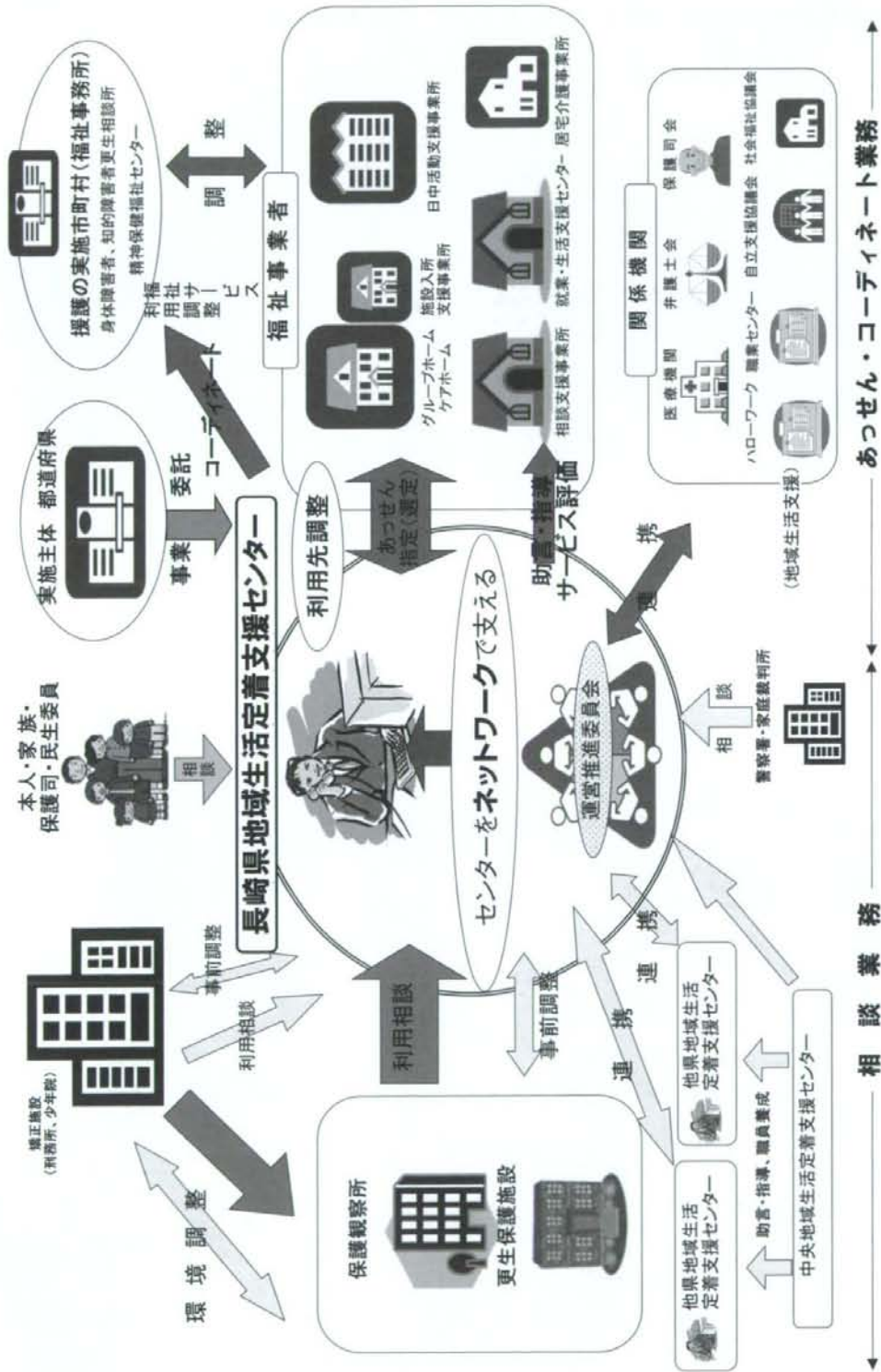
## 六. 対策について

こうした問題に対して、南高愛隣会は、各管区に一つずつ矯正施設と福祉施設をつなぐ「社会生活支援センター（正式名称は未定とのこと）」を設けること、援護の窓口となる地方公共団体を特定し、取得要件を統一・緩和することなどで療育手帳の取得を容易にすること、知的障害を有する受刑者の社会適応力が弱いことから、障害認定区分の中に「環境適応能力」の項目を設け、その問題に対して障害年金の特別加算の制度を設けること等について行政の側に提言（以上、平成一九年七月一七日付けでなされた「罪を犯した障がい者の生活支援に向けての提言」・厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」主任研究者田島良昭氏によるものより抜粋）を行っている。



これらが具体化すれば、受刑者の釈放時保護や再犯防止に大きな効果を発揮することには間違いない。こうした福祉サイドからの支援を有効に生かすためにも、社会福祉士など、福祉関連業務に専従できるスタッフを全庁に配置するなどの矯正サイドの体制整備が必要な時期にきているのではないだろうか。

長崎県地域生活定着支援センター イメージ図



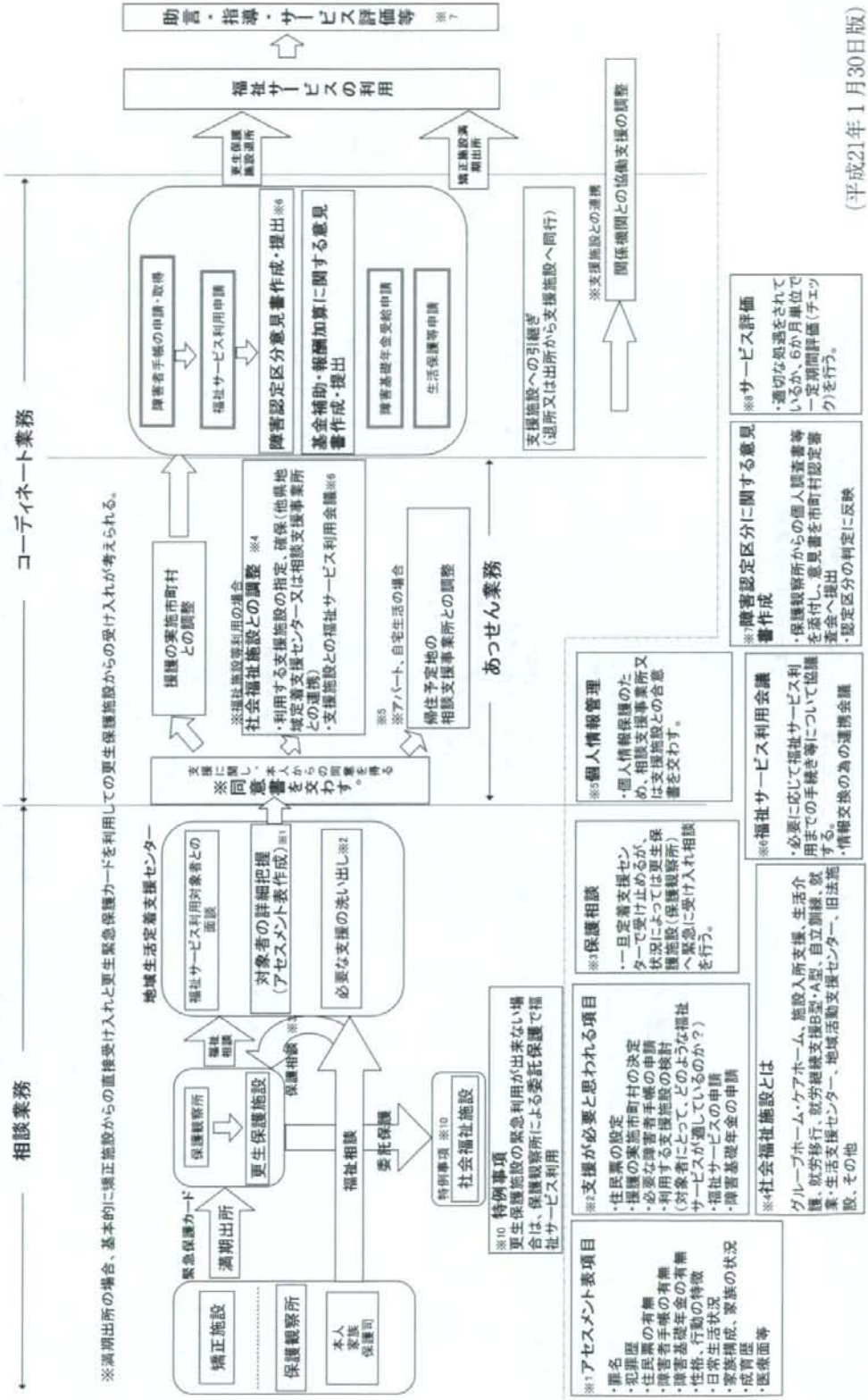
あつせん・コーディネート業務

(平成21年1月30日版)

相談業務



# 長崎県地域生活定着支援センター支援の流れ・満期釈放

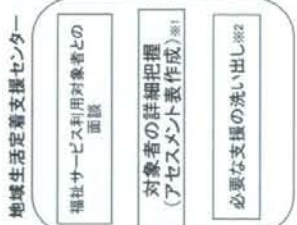


(平成21年1月30日版)

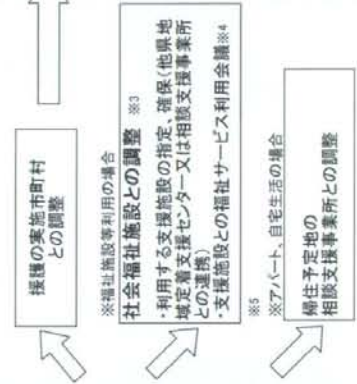
# 長崎県地域生活定着支援センター支援の流れ・仮釈放

相談業務

コーディネート業務



支援に関し、本人からの同意を得る  
※同意書<sup>※3</sup>を交わす。



福祉サービスの利用 (仮出所)

助言・指導・サービス評価等<sup>※7</sup>

※1 アセスメント表項目

- ・罪名
- ・犯罪歴
- ・住民票の有無
- ・障害者手帳の有無
- ・障害基礎年金の有無
- ・性格、行動の特徴
- ・日常生活状況
- ・家族構成、家族の状況
- ・成育歴
- ・医療面等

※2 支援が必要と思われる項目

- ・住民票の設定
- ・支援の実施市町村の決定
- ・必要な障害者手帳の申請
- ・利用する支援施設の検討 (対象者にとって、どのような福祉サービスが適しているのか?)
- ・福祉サービスの申請
- ・障害基礎年金の申請

※3 社会福祉施設とは

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援、生活介護、就労移行、就労継続支援B型・A型、自立訓練、就業・生活支援センター、地域活動支援センター、旧法施設、その他

※4 福祉サービス利用会議

- ・必要に応じて福祉サービス利用までの手続き等について協議する。
- ・情報交換の為の連携会議

※5 個人情報管理

- ・個人情報保護のため、相談支援事業所又は支援施設との合意書を交わす。

※6 障害認定区分に関する意見書作成

- ・保護観察所からの個人調査書等を添付し、意見書を市町村認定審査会へ提出
- ・認定区分の判定に反映

※7 サービス評価

- ・適切か如きをされているか、6か月単位で一定期間評価(チェック)を行う。

支援施設への引継ぎ (出所から支援施設へ同行)

※受入施設との連携  
関係機関との協働支援の調整

あっせん業務

(平成21年1月30日版)



---

厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）報告書

**虞犯・触法等の  
地域生活支援に関する研究**（平成18～20年度）

発行責任者 田 島 良 昭

発行年月日 平成21年2月18日

印刷所 株 昭 和 堂

事務局

〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部1572

TEL 0957-77-2137 FAX 0957-77-3966

E-mail unzen@airinkai.or.jp

---

